2019 年 9 月

大津市障害者自立支援協議会

2019 相談支援プロジェクト　提言書

１、現状の課題整理

大津市では「計画相談をできる相談支援専門員が足りない」「計画相談を希望されてもお断りする」という状況が 2 年以上続いている。その間、様々な手を打ってきているが、解決はできず、セルフプランで申請をしている人は 800 件を超えている。（2019.3 現在）本人の希望でセルフプランを利用されることについては問題はないが、この 800 件のうち大半は「計画相談を希望したものの相談員が見つからず、やむを得ずセルフプランになっている」という状況である。その背景には何があるか。また、受給者証の発行が遅れることも多く、これも計画相談をできる相談支援専門員が足りないことが影響していると考えられる。

＜背景①　委託相談業務をがんばっている＞

大津市は委託相談支援事業所が多い。計画相談支援事業のほとんどは委託相談支援事業所と併設されている。業務量調査の結果から、委託相談支援事業所の相談支援専門員は「サービス利用に関わらない生活の困りごと」に幅広く、丁寧に対応していることがわかった。しかし、そのことが、「委託相談支援業務に追われて、計画相談ができない。」「計画相談ができないから、計画相談の収入が上がらない」「赤字になって新しい相談支援専門員を増やせない」という悪循環を生んでいることがわかった。そもそも委託費も多くないため委託相談員に専任していては採算が合わず、委託相談と計画相談の両方をしなければ運営が成り立たなくなっている。

＜背景②　国の制度設計と大津市の現状＞

国の制度設計では月 35 件、モニタリングか計画を立てれば「採算が合う」「回るはず」「赤字にもならない」。とされている。しかし、そうであれば計画相談に参入する事業所が増えているはずである。そうはならないのは、月 35 件という数字が現場の実態と解離していると考えられる。ひとりの相談支援専門員が、月に 35 件の計画相談を実施するためには、月に 20 日程度の労働日数で考えると、ほぼ毎日 2 件のモニタリングか新規計画を立てることになる。大津の地形（南北に長い）を考えると、できるだけ近隣のケースを受けるとはいえ、移動にかかる時間は長いことも考慮に入れなければならない。そう考えると「計画・モニタリングのみ」で、ひとりが毎月 35 件をクリアするためには、極端に言えば、「サービス利用計画にかかわること以外のことはせずに」、「家庭訪問と、記録と、書類提出をし続ける」必要がある。そうなると、自立支援協議会の会議に出席したり、地域課題の抽出をしたり、

地域の課題解決のためのプロジェクトに参加している時間を捻出するのは難しくなる。個々のケース会議は短くで済ませなければならないことになり、本人の話しにじっくり耳を傾ける事もできない。

大津のよさは、ひとりのケースに対して、関係者が集まり知恵を寄せ合って考え、「丁寧に伴走する」ということである。月 35 件を実施すると丁寧な伴走は出来ない。ここに、大きな矛盾がある。人間はサービスの枠の中で生きているわけではない。一人の人間として、さまざまな役割を持って生きている。制度の都合で、その人から「サービスにかかわる部分」だけを抽出して手をうつということが良い結果につながらないことは、相談支援専門員たちが実感している事である。そもそも、サービス利用にのらない相談もたくさんある。

人間を丸ごととらえること。そうしたいからこそ、大津の相談支援専門員は、サービスにかかわらないとわかっていることでも、その人の話に時間をかけて耳を傾けている。その結果、委託相談業務が多くなり、計画作成をして収入を得るということができなくなっているので、相談支援事業所が赤字になり、相談支援専門員を増やす事ができなくなっている。

＜背景③　後進の育成＞

後進の育成も大切な仕事である。後進が育成できなければ障害福祉の未来はない。しかし、月３５件の計画相談を実施すると、後輩の悩み相談にのったり、一緒にケース検討をする時間を捻出する事は難しくなる。また、大津市内の委託相談支援事業所の中にはひとり職場の所も多く、困ったときに一人で解決しなければならず、自分自身のスキルアップをすることも難しくなっている。

２、課題解決のための提案

（１）委託の再編案（資料１、資料２）

委託相談支援事業所を再編し、役割を明確にして、必要な委託相談担当の人数を明確にし、委託費の分配方法を検討し直す。役割に応じて委託相談担当職員の資格要件を定める。大津市では委託相談支援事業所に力量の有る相談員が多いので、その力を活用してお互いにスーパーバイズできる。その力を活用できるように再編する。（身体、精神、知的、重心、児童の５ヵ所のスーパーバイズ）

（２）予算配分のパターンの提案（資料２、資料３）

委託の業務内容によって、委託費を配分する。「ピアカウンセリング」「当事者活動の支援」「スーパーバイズ」が実施できるかどうかによって、委託費を配分する。しかし、現状より委託費が減ることはないように検討する。急な変更になるため、要件を満たせない事業所には経過措置を設ける。

（３）セルフプランの解消（資料４、資料５）

計画相談を希望しているにも関わらず、相談支援専門員の不足からやむを得ずセルフプランになっている人は、できるだけ早く計画相談に移行出来るようにする。本人の生活に合わせたサービス利用と、よりよいサービスの使い方を知ってもらうために計画相談を活用してもえるようにする。また、適切な給付管理の観点からも計画相談への移行が必要である。

（４）計画相談を担当する相談支援専門員の増員（資料３）

相談支援事業所の箇所数を増やすのではなく、１か所の相談支援事業所の職員数を増やしていくための加算をつけて、相談員同士が助け合いながら、OJT で相談支援専門員の育成をしていけるようにする。（計画作成促進費の創設）

（５）認定調査の委託先をみなおす

認定調査の業務を相談支援事業所のみで実施しているため、認定調査の委託先を見直して委託相談支援担当相談員の負担を減らす。

（６）トップセミナーの開催（資料４）

相談支援事業の現状を運営法人の経営者に理解してもらうセミナーを開催する。大津市としての相談支援事業のあり方と、赤字にならない運営方法などを説明してもらう。

（７）大津市のケースワーカーと委託相談支援の相談支援専門員の役割を考える

「大津市から業務の一部を委託」されている委託相談支援事業所であるが、相談にのる時に、「大津市のケースワーカーの役割」と、「委託相談支援事業所の相談支援専門員の役割」が明確になっているわけではない。お互いの役割分担をわかりやすくしてより連携しやすくなるように検討会を設置する。

委託相談支援事業　再編案　（第 6 案）

資料 1

計画相談では採算が合わない部分を「計画作成促進加算」を期間限定でつける。（最大 3 年間まで）
計画相談を相談員ひとりあたり概ね 20 件/月以上実施することを条件とする。大津市で相談支援事業の実績が 1 年以上ある事業所につける。
20 件×13,000 円×12 か月＝312 万円（計画作成費）＋20 件×1,000 円×12 か月＝24 万円（特定加算）　　312 万円＋24 万円＝336 万円
そこに大津市が計画作成促進加算をつける。（70～80 万円つけたら 400 万円/ひとりあたり程度になる。）（例：7 万×12 か月＝84 万円）

A 型	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（福祉サービスに限らない） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・当事者活動等の支援（エンパワメントの促進） ・新規ケースの障害福祉課アセスメント同行（トリアージ目的） ねらい＜従来の委託相談支援事業＞	・委託相談支援担当業務におおむね週 20 時間充てること ・認定調査ができる。 ・委託専任を 0.5 人以上配置（常勤換算） ・相談支援専門員現任研修修了者を配置（or 3 年以上の経験者） ・事業所全体で相談支援専門員が 2 名以上配置 ・専任 0.5 名につき 330 万円加算	330 万円 事務費を 含む
B 型	A 型の内容に以下を加える。 ・計画相談支援事業所へのスーパーバイズ ねらい＜基幹相談センターのスーパーバイズ機能＞	・委託相談支援担当業務におおむね週 40 時間充てること。 ・認定調査は必要なケースのみを実施 ・委託専任を 1 名以上配置（常勤換算） ・スーパーバイズができる職員を配置すること。 （現任研修 2 回以上受講済み or 主任相談支援専門員） ・事業所全体で相談支援専門員が 2 名以上配置 ・専任 0.5 名につき 330 万円加算	660 万円 事務費を 含む

＊2019 年時点での委託相談支援事業所が条件を満たせない場合は**経過措置として 3 年以内に条件を満たせばよい**こととする。
＊病休や異動等で要件を満たせない状況になった場合、１年以内に要件をクリアできるようにする。
＊要件を満たせば、特定事業所加算ⅠとⅡをとれる。

資料 2　9 相談プロ

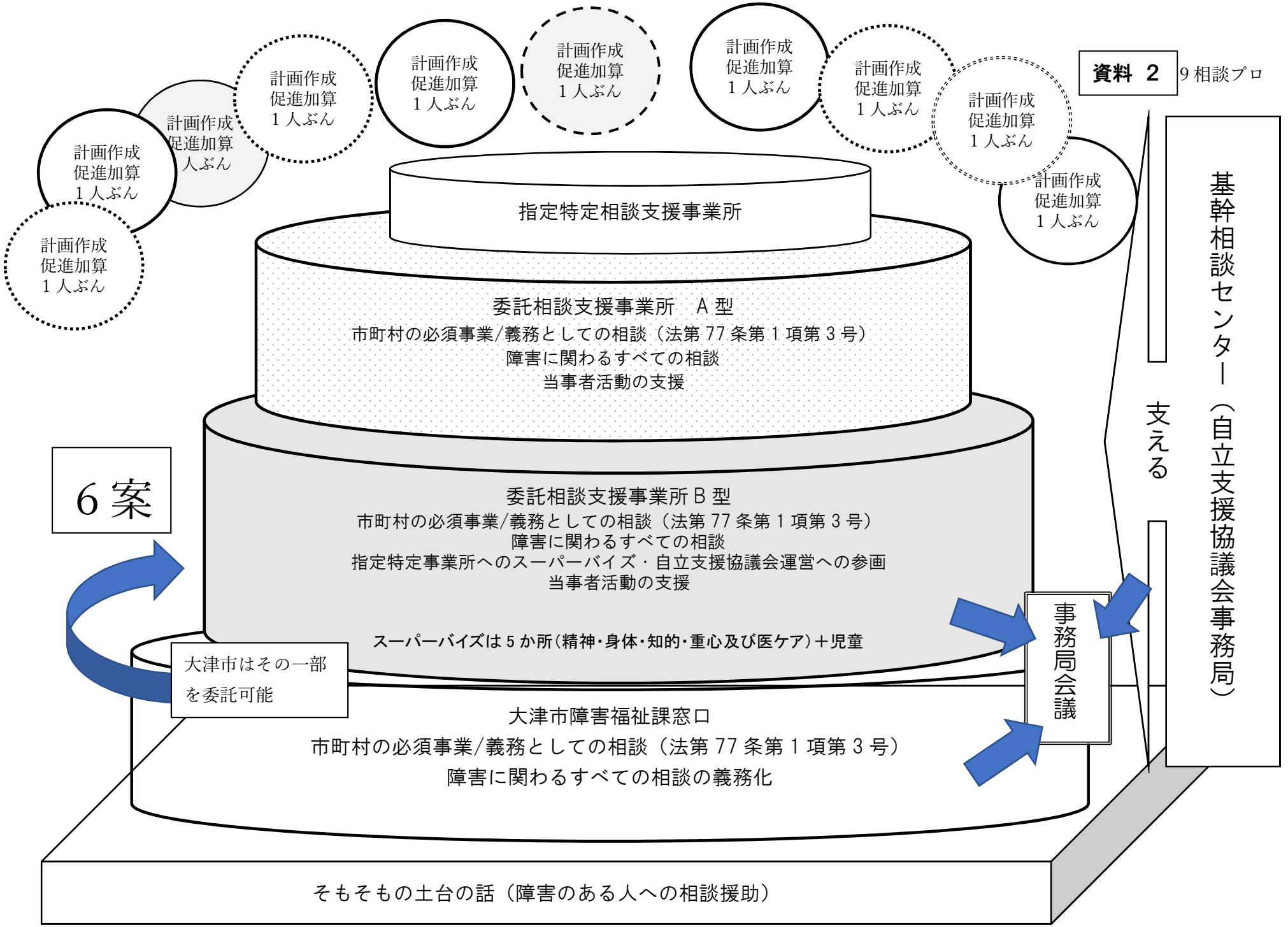
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
計画作成
促進加算
1 人ぶん
指定特定相談支援事業所
委託相談支援事業所　A 型
市町村の必須事業/義務としての相談（法第 77 条第 1 項第 3 号）
障害に関わるすべての相談
当事者活動の支援
6 案
委託相談支援事業所 B 型
市町村の必須事業/義務としての相談（法第 77 条第 1 項第 3 号）
障害に関わるすべての相談
指定特定事業所へのスーパーバイズ・自立支援協議会運営への参画
当事者活動の支援
スーパーバイズは 5 か所（精神・身体・知的・重心及び医ケア）＋児童
大津市はその一部
を委託可能
大津市障害福祉課窓口
市町村の必須事業/義務としての相談（法第 77 条第 1 項第 3 号）
障害に関わるすべての相談の義務化
事務局会議
基幹相談センター（自立支援協議会事務局）
支える
そもそもの土台の話（障害のある人への相談援助）

資料 3

＜当事者活動の例＞

・やすらぎさんで実施されているピアサポート活動等

・みゅうさんで実施されていた「シングルマザーお茶会」「女子お茶会」「MMK サークル」など

・ひびきさんで行われている当事者のサークル活動など

・自立支援協議会人材育成部の JJP（じぶん銀行、自分支店）

＜考えられる活動＞

・当事者向けの勉強会（お金の使いかた、生活の知恵、防災･･･）

・家族向けの勉強会（防災、家族のライフサイクル、制度の勉強会）

・家族の茶話会・当事者向けのお料理会・みんなでヨガ・みんなでストレッチ体操・ウォーキング会・福祉番組をみんなで見てしゃべる

＊生涯学習センターなどに登録されている「得意技を持ったボランティア」さんなどの活用　＊一つの事業所でするのが難しければ共同開催など

＊特に回数や、参加人数の規定はもうけない

＜予算の付け方＞

パターン①

定額を付けて、きまった内容は実施することを条件にする。

パターン②

固定費を低めに設定し、加算方式にする。

（例）

ピアカウンセラーを配置（常勤）…●●円

ピアカウンセラーを配置（非常勤）…●●円

当事者活動支援（月 2 回以上）…●●円

当事者活動支援（月１回以上）…●●円

当事者活動支援（共同開催年４回以上）…●●円

資料 4

＜セルフを計画に切り替えるには＞
障害者総合支援法分
障害福祉サービス等受給者数　２，４５２
うちセルフプラン　６９２

児童福祉法分
障害児通所支援受給者数　７０３
うちセルフプラン　１２３　　合計 815 ケース

（障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合はそれぞれに計上されている）

この 815 ケースが全て「やむを得ずセルフ」となっている訳では無い。
計算はとりあえず、800 ケースでしてみる。

800 件の「セルフプラン」を「計画相談」に切り替えなければならない。
これは、「大津市がしなければならないこと」である。

800 ｹｰｽのセルフ解消のためには、
平均 4 ヶ月に 1 回セルフと考えて、20 件×4 ヶ月で 80 ｹｰｽ（ひとりあたり）
800 ｹｰｽ÷80 ｹｰｽ＝10 人の相談支援専門員が追加で必要。

期間限定・人数限定の計画促進費で、800 ｹｰｽを計画に切り替える。
3 年程度かけて。

2019.3 現在

	成人	児童	合計
障害福祉サービス等受給者数	2,452 件		
障害児通所支援受給者数		703 件	
計画作成済み人数	1,760 件	580 件	2,340 件
セルフプラン	692 件	123 件	815 件
毎月	91 件	26 件	
２ヶ月	35 件	8 件	
３ヶ月	411 件	95 件	
４ヶ月	41 件	32 件	
６ヶ月	642 件	294 件	
１２ヶ月	540 件	125 件	

＜トップセミナーの開催＞
相談支援事業所、通所施設などの経営者に対して
・国の相談支援事業の考え方
・相談支援事業の意義、あり方
・採算が合う相談支援事業の実施方法
・委託相談と計画相談の切り分け
・相談支援の現場の現実
などを知ってもらうトップセミナーを開催し、計画相談への参入を促す。

2018 年　9 月現在のセルフ率　滋賀圏域別

障害者	セルフ率
湖南	15.4%
甲賀	3.8%
湖東	0.8%
湖北	20.8%
湖西	8.3%
東近江	2.9%
大津	29.2%

障害児	セルフ率
湖南	29.2%
甲賀	10.8%
湖東	1.6%
湖北	23.0%
湖西	100.0%
東近江	4.3%
大津	18.5%

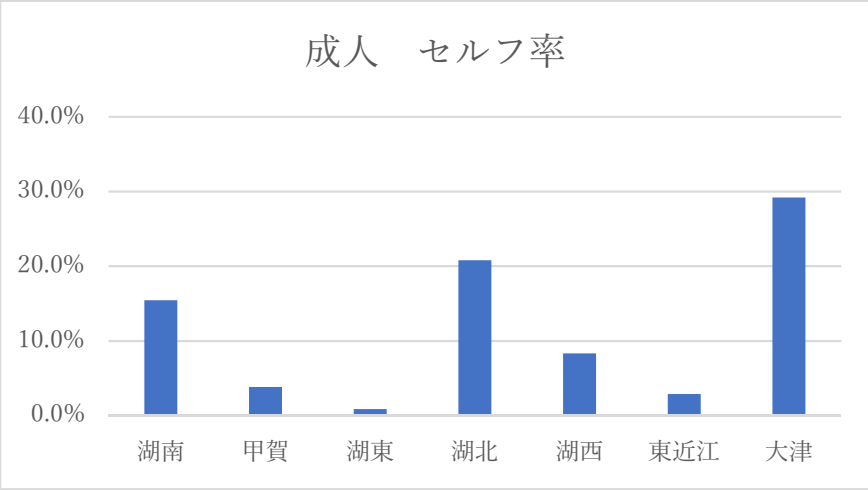

資料 5

種別	事業所名	計	常勤/専任	その他
市町村相談支援事業	みゅう	4	2	2
	ひびき	4	4	0
	オアシス	3	2	1
	じゅぷ	1	1	0
	生活支援センター	6	2	4
	木戸	1	1	0
	いるか	2	2	0
	やすらぎ	4	2	2
	ブリッジ	1	1	0
	すまいる・らふ	1	1	0
	クオケア	1	1	0
計画相談	やまびこ	2	2	0
	ひなた	1	1	0
	いろは	2	0	2
	みらいかない	1	1	0
	ここ・ステップ	1	0	1
	計	35	21	14

資料 6

相談支援専門員業務量調査

個別給付 計画相談	個別給付以外 委託相談
43%	31%
10%	78%
40%	60%
30%	70%
15%	75%
69%	22%
35%	35%
32%	68%
20%	78%
38%	63%
41%	51%

個別給付 計画相談	個別給付以外 委託相談
51%	49%
54%	46%
42%	47%
32%	59%
49%	43%
34%	35%
56%	44%
30%	70%
56%	42%
65%	34%

個別給付 計画相談	個別給付以外 委託相談
44%	46%
23%	52%
92%	8%
48%	46%
30%	70%
78%	12%